|  |
| --- |
| 全体についての防火管理に係る消防計画作成チェック表 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 作成する内容 | 必要項目 | 作　　成チェック |
| Ⅰ　目的及びその適用範囲 |
|  | １　目的 | ○ |  |
| ２　適用範囲 | ○ |  |
| Ⅱ　管理権原者及び防火管理者の責務 |
|  | １　管理権原者の責務 | ○ |  |
| ２　防火管理者の責務 | ○ |  |
| Ⅲ　全体についての防火管理業務 |
|  | １　管理権原者の権限の範囲等 | ◎ |  |
| １の２　全体についての防火管理業務の一部委託 | ▲ |  |
| ２　自衛消防訓練 | ◎ |  |
| ３　避難施設等の維持管理及びその案内 | ◎ |  |
| ４　自衛消防活動等 | ◎ |  |
| ５　消防隊に対する情報提供及び消防隊の誘導 | ◎ |  |
| ６　教育・資格管理業務 | ○ |  |
| ７　震災対策 | ○ |  |
| Ⅳ　雑　則 |
| 別　記　防火対象物の管理権原者の権原の範囲 | ◎ |  |
| 別表１　自主検査チェック表（消防用設備等） | ○ |  |
| 別表２　自主検査チェック表（防火対象物等） | ○ |  |
| 別表３　全体についての防火管理業務の一部委託状況表 | ▲ |  |
| 別表４　全体についての防火管理業務一部委託契約書等の内容チェック表 | ▲ |  |
| 別表５　自衛消防訓練実施結果表 | ○ |  |
| 別表６　一斉帰宅抑制における従業員等のための備蓄 | ○ |  |
| 別表７　施設の安全点検のためのチェックリスト | ○ |  |
| その他 |  |

備考　１　◎印は、消防計画を作成するうえで必要な項目です。

　　　２　○印は、消防計画を作成するうえで定めることが望ましい項目です。

　　　３　▲印は、該当する場合に作成する項目です。

　　　４　本消防計画は作成例です。適宜修正を加えながら、事業所の実態に合うように作成してください。

全体についての防火管理に係る消防計画

　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日作成

|  |
| --- |
| Ⅰ　目的及び適用範囲 |

　１　目的

この計画は、消防法第８条の２第１項に基づき、統括防火管理者が、　　　　　　　の全体についての防火管理上必要な業務に係る事項を定め、火災を予防するとともに、火災、地震、その他の災害等による人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

　２　適用範囲

この計画を適用する者の範囲は、　　　　　　　　　　　　　　に勤務し、出入りする全ての者とする。

|  |
| --- |
| Ⅱ　管理権原者及び防火管理者の責務 |

　１　管理権原者の責務

　　(1) 管理権原者は、各々が定めた防火管理者の作成する消防計画（以下「事業所の消防計画」という。）に基づき、当該防火管理者に防火管理上必要な業務を実施させ、適正にその業務を遂行する。

(2) 管理権原者は、統括防火管理者を協議して定め、防火対象物全体についての防火管理上必要な業務を行わせること。

　　協議の方法：

(3) 管理権原者は、統括防火管理者が防火対象物全体についての防火管理上必要な業務を適切に遂行できるように協力する。

　２　防火管理者の責務

(1) 防火管理者は、統括防火管理者の指示を遵守するとともに、次に掲げる防火管理上必要な事項について、統括防火管理者に報告又は承認を受けること。

ア　防火管理者の選解任

イ　事業所の消防計画の作成（変更）

ウ　消防用設備等の法定点検の実施及び結果

エ　防火上の建物構造の不備を確認したとき

オ　火気を使用する設備器具（以下「火気使用設備器具」という。）又は電気設備の新設、移設、改修等の計画

カ　可燃物の搬入及び危険物の貯蔵・取扱い

キ　客席又は避難通路の変更

ク　用途変更、内装改修又は改築等の工事

ケ　催物の開催

コ　その他必要な事項

(2) 防火管理者は、この計画に沿うように、事業所の消防計画を作成すること。

|  |
| --- |
| Ⅲ　全体についての防火管理業務 |

１　管理権原者の権原の範囲等

(1) 管理権原者の当該権限の範囲

　　各管理権原者の当該権限の範囲については、別記のとおり。

(2) 消防用設備等の法定点検は、次のとおり実施する。

　ア　消防用設備等の法定点検は、　　　　　　　　の責任により行う。

　イ　各管理権原者は、点検に必要な場所への立入りを認めるなど、点検が適切に実施できるよう協力する。

　ウ　点検には、事業所の防火管理者等が立ち会う。

(3) 自主点検は、次のとおり実施する。

　ア　統括防火管理者は、別表１「自主検査チェック表（消防用設備等）」及び別表２「自主検査チェック表（防火対象物等）」に基づき、自主点検を実施する。

　イ　自主点検の実施時期は、　　　　　　　　　　　　　　　　とする。

(4) 統括防火管理者は、防火対象物及び消防用設備等の法定点検結果を取りまとめ、管理権原者に報告するとともに、防火管理維持台帳に３年間保管しておく。

(5) 統括防火管理者は、点検等により明らかになった不備欠陥について、速やかな改修を図るものとする。

▲１の２　全体についての防火管理業務の一部委託

　　(1) 防火対象物全体についての防火管理上必要な業務の一部委託を受けて、防火管理業務に従事する者（以下「受託者」という。）及びその業務の範囲等については、別表３「全体についての防火管理業務の一部委託状況表」のとおり。

(2) 統括防火管理者は、防火対象物全体についての防火管理業務の適正化を図るため、受託者が実施する防火管理業務について、別表４「全体についての防火管理業務一部委託契約書等の内容チェック表」により契約内容等を確認する。

(3) 受託者は、この計画の定めるところにより、全体についての防火管理業務を適正に行うとともに、当該防火対象物の各管理権原者及び統括防火管理者の指示の下にその業務を実施する。

(4) 受託者は、受託した全体についての防火管理業務の実施について、定期的に統括防火管理者等に報告する。

２　自衛消防訓練

(1) 統括防火管理者は、防火対象物全体についての消火、通報及び避難の訓練等を

　　　　　　　　　　　　　　　　　　の年　　　回実施する。

(2) 統括防火管理者は、別表５「自衛消防訓練実施結果表」により訓練を検証し、指導事項については、次回の訓練に反映させる。

　　(3) 別表５については、防火管理維持台帳に３年間保管しておく。

３　避難施設等の維持管理及びその案内

　統括防火管理者は、次により、廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画等の避難施設を適正に管理する。

(1) 廊下、階段、避難口、通路等の避難施設

　ア　避難の障害となる設備又は物品を設けない。

　イ　床面は避難に際し、つまずき、すべり等を生じないよう維持する。

　ウ　避難口等に設ける戸は、容易に解錠し開放できるものとし、開放した場合は、廊下、階段等の幅員を有効に保持できるようにする。

(2) 安全区画、防煙区画の維持管理

　ア　防火戸は、常時閉鎖できるようにその機能を有効に保持する。

　イ　閉鎖の障害となる設備又は物品を設けない。

(3) 避難経路の案内

防火管理者は、従業員等に避難口及び避難階段の位置を把握させるため、必要に応じて、避難経路図等を掲出する。

４　自衛消防活動

　火災、地震その他の災害等による人的又は物的な被害を最小限にとどめるため、防火管理者は相互に連絡、協力して火災、地震その他の災害に対応する。

(1) 通報連絡

火災を発見した者は、直ちに１１９番通報するとともに、統括防火管理者等に報告する。

(2) 消火活動

　ア　火災発生現場の近くにいる者は、従業員等と協力して初期消火を行う。

　イ　事業所の消防計画における初期消火班の者は、統括防火管理者の指揮下で、相互に協力して消火活動を行う。

(3) 避難誘導

事業所の消防計画における避難誘導班の者は、従業員等を安全な場所に避難させるとともに、避難誘導の際に、負傷者及び逃げ遅れ等の把握に努め、知り得た情報を統括防火管理者等に報告する。

(4) 休日、夜間等における防火管理体制

休日、夜間等に発生した災害等に対しては、次の措置を行う。

　　　ア　火災を発見した場合は、直ちに１１９番通報し、初期消火活動を行うとともに、防火対象物内の従業員等に火災の発生を知らせる。

　　　イ　営業時間外等に発生した災害等に対しては、在館中の事業所の従業員及びその他防火管理業務に従事する者が協力する。

　　　ウ　事業所の防火管理者は、火災、地震その他の災害等により被害が生じた場合は、統括防火管理者に報告する。

５　消防隊に対する情報提供及び消防隊の誘導

(1) 情報提供

　　統括防火管理者は、火災、地震その他の災害等が発生した際に、消防隊に対して情報提供するため、次に掲げる図書等を　　　　　　　　　　　　　　　　　　　に配置する。

　ア　防火対象物の概要表、平面図等

　イ　火気使用設備器具等の一、構造等の状況を示した図

　ウ　緊急連絡先一覧

　エ　防火管理維持台帳

(2) 消防隊の誘導

　　　　火災、地震その他の災害等が発生した際は、防火対象物の　　　　　　　に消防隊を誘導するための要員を配置する。

６　教育・資格管理業務

(1) 防火教育

　ア　統括防火管理者は、防火管理業務に従事する者に対して、防火管理業務に必要な知識、技術を高めるための教育を行う。

　イ　統括防火管理者が実施する教育は、防火対象物全体の訓練時に併せて行う。

(2) 防火教育の内容

　ア　全体についての防火管理に係る消防計画の内容周知

　イ　各事業所の権原の範囲とその責務等

　ウ　自衛消防隊の編成とその任務

　エ　消防用設備等、防災設備等の機能及び取扱い要領

　オ　廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画等の避難施設の維持管理

　カ　地震及びその他の災害等が発生した場合の自衛消防活動に関する事項

　キ　その他火災予防上及び自衛消防活動上必要な事項

(3) 放火防止対策

　　統括防火管理者は、次の放火対策を推進し、従業員等に徹底させる。

　ア　建物内外の可燃物等の除去

　イ　物置、空き室、倉庫等の施錠管理の徹底

　ウ　挙動不審者への声掛け

(4) 資格管理

各管理権原者は、防火管理者の資格管理を適正に行うこととし、再講習が必要であれば時期を失することなく受講させる。

７　震災対策

(1) 震災への事前計画

　ア　統括防火管理者は、建築物の倒壊、転倒、落下防止の措置状況を把握し、必要に応じて補強する。

　イ　統括防火管理者は、事業所が実施する避難施設及び防火設備の点検状況を確認し、不備等がある場合は、事業所の防火管理者に対して、必要な措置を講じるよう指示する。

　ウ　各管理権原者は、地震その他の災害に備え、事業所の消防計画に基づき、救助救護等の資器材及び非常用物品を準備し、維持管理する。

　エ　防火対象物全体についての資器材及び非常用物品は、次のものを　　　　　　　に配置し、統括防火管理者は、定期的に点検・整備を行う。

|  |  |
| --- | --- |
| 種　　別 | 品　　　名 |
| 応急手当用品 |  |
| 救助作業用資器材 |  |
| 非常用物品 |  |

　オ　統括防火管理者は、周辺地域の事業所又は住民等との災害時の連携について、各管理権原者と協議し、協力体制の構築を図るよう努める。

　カ　統括防火管理者は、帰宅困難者の発生による混乱を防止するため、在館者等に対し、「むやみに移動を開始しない」旨を、館内放送等により広報する。

　キ　統括防火管理者は、災害時に従業員等が安全に待機できる場所を確保させ、維持管理を行う。

　　　待機場所：

　ク　統括防火管理者は、在館者等の備蓄品を別表６のとおり準備する。

(2) 震災時の活動計画

　ア　統括防火管理者は、防火対象物全体の被害状況を把握し、防火管理者に周知するとともに、必要な措置を行わせる。

　イ　防火管理者は、事務所の被害状況及び活動状況を把握し、自衛消防隊に必要な措置を行わせ、統括防火管理者に報告する。

　ウ　被害のない事務所又は活動を終えた事務所の自衛消防隊は、統括防火管理者から要請があった場合、協力して活動を行う。

　エ　防火管理者は、事業所の消防計画に基づく安全措置を講じ、被害状況及び建物、火気使用設備器具等の点検結果を統括防火管理者に報告する。

　オ　統括防火管理者は、各種情報の把握に努め、必要に応じ、防火管理者を通じて従業員等に周知する。

　　　カ　統括防火管理者は、施設の安全点検のためのチェックリストにより確認を行い、管理権原者に報告し、管理権原者は、その報告を踏まえ、施設内で待機できるかを判断する。

　　　キ　統括防火管理者は、防火管理者に混乱収束情報を提供し、時差退社計画に基づき、グループごとに順次、集団帰宅させる。

(3) 施設再開までの復旧計画

　ア　ガス、電気、上下水道、通信等途絶時の対策

　　・統括防火管理者は、ガス、電気、上下水道、通信等途絶時に、非常用物品を活用し対応する。

　　・統括防火管理者は、地震後の二次災害発生を防止するため、火気使用設備器具、電気器具等からの火災発生要因の排除又は使用禁止措置を行う。

　イ　危険物、ガス、電気等に関する二次災害発生防止措置

　　・統括防火管理者は、建物内に立ち入ることが危険と判断した場合、立入禁止の措置を行い、防火管理者に周知する。

　　・防火管理者及び従業員等は、危険物及びガスの漏えいを確認した場合、統括防火管理者に報告するとともに、適切な処置を行う。

　ウ　防火管理者は、消防用設備等に異常が認められた場合、統括防火管理者に報告する。

　エ　復旧作業等の実施

　　・統括防火管理者は、復旧作業者に対し、消火器具の準備、避難経路の確認を行わせた後、復旧作業を行わせる。

　　・統括防火管理者は、建物の使用を再開するときは、安全管理体制を確保したうえで再開時期を各事業所に周知する。

|  |
| --- |
| Ⅳ　雑則 |

経費の分担

この計画に基づき、経費を必要する業務を行うときは、その都度協議し、経費の分担を決定する。

付則

この計画は、　　　　年　　月　　日から運用する。

別記

管理権原者の権原の範囲

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所有者（法人の場合は名称及び代表者氏名） | 所有部分 | 権原の範囲 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 番号 | 管理権原者名称（店舗名） | 権原の範囲 | 番号 | 管理権原者名称（店舗名） | 権原の範囲 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 平面図 |
| 階層 |  | 階層 |  |
|  |  |
| 階層 |  | 階層 |  |
|  |  |
| 階層 |  | 階層 |  |
|  |  |

別表１

自主検査チェック表「消防用設備等」

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実施設備 | 確認箇所 | 点検結果 |
| 消火器（　　年　　月　　日実施） | (1) 設置場所に置いてあるか。 |  |
| (2) 消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。 |  |
| (3) 安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。 |  |
| (4) ホースに変形、損傷、老化等がなく、内部に詰まりがないか。 |  |
| (5) 圧力計が指示範囲内にあるか。（蓄圧式の場合） |  |
| 屋内消火栓設備泡消火設備（移動式）（　　年　　月　　日実施） | (1) 使用上の障害となる物品はないか。 |  |
| (2) 消火栓扉は確実に開閉できるか。 |  |
| (3) ホース、ノズルが接続され、変形、損傷はないか。 |  |
| (4) 表示灯は点灯しているか。 |  |
| スプリンクラー設備（　　年　　月　　日実施） | (1) 散水の障害はないか。（例．物品の集積など） |  |
| (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 |  |
| (3) 送水口の変形及び操作障害はないか。 |  |
| (4) スプリンクラーのヘッドに漏れ、変形はないか。 |  |
| (5) 制御弁は閉鎖されていないか。 |  |
| 水噴霧消火設備（　　年　　月　　日実施） | (1) 散水の障害はないか。（例．物品の集積など） |  |
| (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 |  |
| (3) 管、管継手に漏れ、変形はないか。 |  |
| 泡消火設備（固定式）（　　年　　月　　日実施） | (1) 泡の分布を妨げるものがないか。 |  |
| (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 |  |
| (3) 泡のヘッドに詰まり、変形はないか。 |  |
| 不活性ガス消火設備ハロゲン化物消火設備粉末消火設備（　　年　　月　　日実施） | (1) 起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等が明確に表示されているか。（手動式起動装置） |  |
| (2) 手動式起動装置の直近の見やすい個所に「不活性ガス消火設備」「ハロゲン化物消火設備」「粉末消火設備」の表示が設けてあるか。 |  |
| (3) スピーカー及びヘッドに変形、損傷、つぶれなどはないか。 |  |
| (4) 貯蔵容器の設置場所に標識が設けてあるか。 |  |
| 屋外消火栓設備（　　年　　月　　日実施） | (1) 使用上の障害となる物品はないか。 |  |
| (2) 消火栓扉の表面には、「消火栓」又は「ホース格納庫」と表示されているか。 |  |
| (3) ホース、ノズルに変形、損傷はないか。 |  |
| 動力消防ポンプ設備（　　年　　月　　日実施） | (1) 常置場所の周囲に、使用の障害となるような物がないか。 |  |
| (2) 車台、ボディー等に割れ、曲がり及びボルトの緩みがないか。 |  |
| (3) 管そう、ノズル、ストレーナー等に変形、損傷がないか。 |  |
| 自動火災報知設備（　　年　　月　　日実施） | (1) 表示灯は点灯しているか。 |  |
| (2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 |  |
| (3) 用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。 |  |
| (4) 感知器の破損、変形、脱落はないか。 |  |
| ガス漏れ火災警報設備（　　年　　月　　日実施） | (1) 表示灯は点灯しているか。 |  |
| (2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 |  |
| (3) 用途変更、間仕切り変更、ガス燃焼機器の設置場所の変更等による未警戒部分がないか。 |  |
| (4) ガス漏れ検知器に変形、損傷、腐食はないか。 |  |
| 漏電火災警報器（　　年　　月　　日実施） | (1) 電源表示灯は点灯しているか。 |  |
| (2) 受信機の外形に変形、損傷、腐食等がなく、ほこり、錆び等で固着していないか。 |  |
| 非常ベル（　　年　　月　　日実施） | (1) 表示灯は点灯しているか。 |  |
| (2) 操作上障害となる物がないか。 |  |
| (3) 押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。 |  |
| 放送設備（　　年　　月　　日実施） | (1) 電源監視用の電源電圧計の指示が適正か。電源監視用の表示灯が正常に点灯しているか |  |
| (2) 試験的に、放送ができるか確認する。 |  |
| 避難器具（　　年　　月　　日実施） | (1) 避難に際し、容易に接近できるか。 |  |
| (2) 格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在が分かりにくくなっていないか。 |  |
| (3) 開口部付近に書棚、展示台等が置かれ、開口部をふさいでいないか。 |  |
| (4) 降下する際に障害となるものがなく、必要な広さが確保されているか。 |  |
| (5) 標識に変形、脱力、汚損がないか。 |  |
| 誘導灯（　　年　　月　　日実施） | (1) 改装等により、設置位置が不適正になっていないか。 |  |
| (2) 誘導灯の周囲には、間仕切り、衝立、ロッカー等があって、視認障害となっていないか。 |  |
| (3) 外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ適正な取り付け状態であるか。 |  |
| (4) 不点灯、ちらつき等がないか。 |  |
| 消防用水（　　年　　月　　日実施） | (1) 周囲に樹木等使用上の障害となる物がないか。 |  |
| (2) 道路から吸管投入口又は採水口までの消防自動車の進入通路が確保されているか。 |  |
| (3) 地下式の防火水槽、池等は、水量が著しく減少していないか。 |  |
| 連結散水設備（　　年　　月　　日実施） | (1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか、また送水活動に障害となるものがないか。 |  |
| (2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。 |  |
| (3) 散水ヘッドの各部に変形、損傷等がないか。 |  |
| (4) 散水ヘッドの周囲には、散水を妨げる広告物、棚等の障害物がないか。 |  |
| 連結送水管（　　年　　月　　日実施） | (1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか、また送水活動に障害となるものがないか。 |  |
| (2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。 |  |
| (3) 放水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用上の障害となる物がないか。 |  |
| (4) 放水口の格納箱は変形、損傷、腐食等がなく、扉の開閉に異常がないか。 |  |
| (5) 表示灯は点灯しているか。 |  |
| 非常コンセント設備（　　年　　月　　日実施） | (1) 周囲に使用上障害となる物がないか。 |  |
| (2) 保護箱は変形、損傷、著しい腐食等がなく、容易に扉の開閉ができるか。 |  |
| (3) 表示灯は点灯しているか。 |  |
| 備考 |  |  |
| 検査実施者氏名 |  | 防火管理者確認 |  |
| （備考）　不備・欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告する。（凡例）　○…良　　×…不備・欠陥　　…即時改修 |

別表２

自主検査チェック表（防火対象物等）

|  |  |
| --- | --- |
| 実施項目及び確認箇所 | 検査結果 |
| 建物構造 | ⑴　基礎部　　上部の構造体に影響を及ぼすような沈下・傾き・ひび割れ・欠陥等がないか。 |  |
| ⑵　柱・はり・壁・床　　コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。 |  |
| ⑶　天井　　仕上材に、はく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。 |  |
| ⑷　窓枠・サッシ・ガラス　　窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下、又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、緩み、著しい変形等がないか。 |  |
| ⑸　外壁（貼石・タイル・モルタル・塗壁等）・ひさし・パラペット　　貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上り等が生じていないか。 |  |
| ⑹　屋外階段　　各構成部材及びその結合部に、緩み・ひび割れ・腐食・老化等はないか。 |  |
| ⑺　手すり　　支柱が破損・腐食していないか。また、取付部に、緩み・浮きがないか。 |  |
| ⑻　消防隊非常用進入口　　表示されているか。また、進入障害はないか。 |  |
| 防火・防災施設 | ⑴　外壁の構造及び開口部等　①　外壁の耐火構造等に損傷はないか。 |  |
| 　②　外壁の近く及び防火戸の内外に防火上支障となる可燃物の堆積及び避難の障害となる物品等を置いていないか。 |  |
| 　③　防火戸は円滑に開閉できるか。 |  |
| ⑵　防火区画　①　防火区画を構成する壁、天井に破損はないか。 |  |
| 　②　階段内に配管、ダクト、電気配線等が貫通していないか。 |  |
| 　③　自動開閉装置（ドアチェック等）付の防火戸・防火シャッターのくぐり戸が完全に閉まるか。　　　〔確認要領〕　・常時閉鎖式は最大限まで開放し閉まるのを確認する。　　　　　　　　　　・煙感知器連動閉鎖式は、防火戸を止めているマグネット等を手動により外し自動的に閉鎖するのを確認する。 |  |
| 　④　防火シャッターの降下スイッチを作動させ、防火シャッターが最後まで降下するか。 |  |
| 　⑤　防火戸・防火シャッターが閉鎖した状態で、隙間が生じていないか。 |  |
| 　⑥　防火ダンパーの作動状況は良いか。 |  |
| 避難施設 | ⑴　廊下・通路　①　有効幅員が確保されているか。 |  |
| 　②　避難上支障となる設備・機器等の障害物を配置していないか。 |  |
| ⑵　階段　①　手すりの取り付け部の緩みと手すり部分の破損がないか。 |  |
| 　②　階段室の内装は不燃材料になっているか。 |  |
| 　③　階段室に設備・機器等の障害物を配置していないか。 |  |
| 　④　非常用照明がバッテリーで点灯するか。 |  |
| ⑶　避難階の避難口（出入口）　①　扉の開放方向は避難上支障ないか。 |  |
| 　②　避難扉の錠は内部から容易に開けられるか。 |  |
| 　③　避難階段等に通ずる出入口の幅は適切か。 |  |
| 　④　避難階段等に通ずる出入口・屋外への出入口の付近に障害物はないか。 |  |
| 火気使用設備器具 | ⑴　厨房設備（こんろ、レンジ、フライヤー等）、給湯器等　①　可燃物品から適正な距離が保たれているか。また、周辺部は炭化していないか。 |  |
| 　②　ガス配管等は、亀裂、老化、損傷していないか。 |  |
| 　③　油脂を含む蒸気を発生させる厨房設備の天蓋、グリスフィルター、防火ダンパー及び排気ダクトは、清掃されているか。 |  |
| 　④　防火ダンパーに変形、損傷がなく、かつ、正常に作動するか。 |  |
| 　⑤　煙突、排気筒及び排気ダクトに変形、損傷がないか。また、可燃物品から適正な距離が保たれているか。 |  |
| ⑵　暖房器具（ガスストーブ、石油ストーブ等）　①　自動消火装置は、適正に機能するか。 |  |
| 　②　火気周囲は、整理整頓されているか。 |  |
| 電気設備 | ⑴　変電設備　①　電気技術主任者等の資格を有する者が検査を行っているか。 |  |
| 　②　変電設備の周囲に可燃物を置いていないか。 |  |
| 　③　変電設備に異音、過熱はないか。 |  |
| ⑵　電気器具　①　タコ足の接続を行っていないか。 |  |
| 　②　許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。 |  |
| 危険物施設等 | ⑴　少量危険物貯蔵取扱所　①　標識は掲げられているか。 |  |
| 　②　掲示板（類別・数量等）には、正しく記載されているか。 |  |
| 　③　換気設備は適正に機能しているか。 |  |
| 　④　容器の転倒、落下防止措置はあるか。 |  |
| 　⑤　整理清掃状況は適正か。 |  |
| 　⑥　危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。 |  |
| 　⑦　屋内タンク、地下タンクの場合に、通気管のメッシュに亀裂等はないか。 |  |
| ⑵　指定可燃物貯蔵取扱所　①　標識は掲げられているか。 |  |
| 　②　貯蔵取扱所周辺に火気はないか。 |  |
| 　③　整理整頓（集積）の状況は良いか。 |  |
| 検査実施者氏　　　名 | 検査年月日 | 検査実施者氏　　　名 | 検査実施日 | 防火管理者確　　　認 |
|  | 　　年　　月　　日　　年　　月　　日　　年　　月　　日　　年　　月　　日　　年　　月　　日 |  | 　　年　　月　　日　　年　　月　　日　　年　　月　　日　　年　　月　　日　　年　　月　　日 |  |
| （備考）　不備・欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告する。（凡例）　○…良　　×…不備・欠陥　　…即時改修 |

別表３

全体についての防火管理業務の一部委託状況表

年　　月　　日現在

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受託者 | 個人の場合 | 法人の場合 |
| 氏名：住所：担当事務所：事務所所在地：連絡先：保有資格： | 法人名称：法人所在地：法人連絡先：担当者氏名：担当連絡先：保有資格： |
| 受託者の行う全体についての防火管理業務の範囲及び方法 | 常駐方式 | 範囲 | □出火防止義務（火気使用箇所の点検監視等）□避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理□防火・防災設備等の監視・操作業務 |
| □火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動 |
| □火災　　　□地震　　　□その他（　　） |
| □初期消火　□避難誘導　□救出・応急救護　□通報連絡　□その他（　　） |
| □自衛消防訓練指導　　　□その他（　　） |
| 方法 | 常駐場所 |  |
| 常駐人員 |  |
| 委託区域 |  |
| 委託時間帯 |  |
| 巡回方式 | 範囲 | □出火防止義務（火気使用箇所の点検監視等）□避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理□防火・防災設備等の監視・操作業務 |
| □火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動 |
| □火災　　　□地震　　　□その他（　　） |
| □初期消火　□避難誘導　□救出・応急救護　□通報連絡　□その他（　　） |
| □自衛消防訓練指導　　　□その他（　　） |
| 方法 | 巡回回数 |  |
| 巡回人員 |  |
| 委託区域 |  |
| 委託時間帯 |  |
| 遠隔移報方式 | 範囲 | □防火・防災設備等の遠隔監視・操作業務 |
| □火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動 |
| □火災　　　□地震　　　□その他（　　） |
| □初期消火　□避難誘導　□救出・応急救護　□通報連絡　□その他（　　） |
| □その他（　　） |
| 方法 | 要員の待機場所 |  |
| 到着所要時間 |  |
| 委託区域 |  |
| 委託時間帯 |  |
| 備考：受託者の行う防火管理業務の範囲については、該当する項目の□に✔印を記入する。 |

別表４

全体についての防火管理業務委託契約書等の内容チェック表

|  |  |
| --- | --- |
| 作成する内容 | チェック欄 |
| １ | 名称・所在 |  |
| ２ | 委託業務範囲等 |
|  | (1) 範囲（全部、階数、一部等） |  |
| (2) 業務（一括、防災センター監視、警備、設備、清掃、駐車場等） |  |
| (3) 契約期間 |  |
| (4) 委託者に対する防火管理上の権限付与 |  |
| ３ | 委託者の厳守事項 |
|  | (1) 契約内容の遵守 |  |
| (2) 消防法令に基づく管理権原者又は防火管理者の指揮・命令の遵守 |  |
| (3) 消防計画に基づく業務遂行 |  |
| (4) 消防法令及び館内規則の遵守 |  |
| (5) 勤務日報等の記録及び報告 |  |
| ４ | 勤務体制等 |
|  | (1) 方法（常駐、巡回、遠隔移報） |  |
| (2) 常駐場所（防災センター、管理室、待機場所等） |  |
| (3) 時間、人数、巡回回数、到着所要時間 |  |
| (4) 休日、夜間の体制 |  |
| (5) 消防用設備等の取扱いマニュアルの設置 |  |
| (6) 資格保有者数（自衛消防業務講習修了、防火管理資格等） |  |
| ５ | 受託会社が行う派遣従業員への防火・防災教育、訓練の実施体制 |
|  | (1) 教育担当者の配置 |  |
| (2) 教育担当者による計画的な防火・防災教育、訓練実施状況 |  |
| ６ | 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 |  |
|  | (1) 防火設備、消防用設備等の管理、保全状況の目視点検、確認 |  |
| (2) 防火戸・防火シャッターの閉鎖障害有無及び閉鎖状況 |  |
| (3) 避難施設（非常口、通路、階段等）における避難障害の有無 |  |
| (4) 消火器、消火栓、避難器具、自火報等の損傷又は使用障害の有無 |  |
| (5) 防災システム異常・故障表示の対応 |  |
| (6) 建物、施設等の破損又は危険箇所の有無 |  |
| ７ | 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動 |  |
|  | (1) 自衛消防隊の編成に基づく初動措置 |  |
| (2) 火災の発見（人的、煙感知器、設備の起動表示等による発見） |  |
| (3) 火災状況の把握（受信機の表示、非常電話等による情報収集） |  |
| (4) 消防機関への通報（電話・火災通報装置等による通報） |  |
| (5) 避難誘導（非常放送の活用、避難方向の指示、EV使用禁止） |  |
| (6) 初期消火（消火器、屋内消火栓等の活用） |  |
| (7) 空調設備の停止（吸排気設備の停止）、EVの呼び戻し（避難階への呼び戻しと停止）、排煙設備の起動、非常口等の開錠、防火戸等の閉鎖 |  |
| (8) 消火設備の起動（各種消火設備の遠隔起動及び手動操作） |  |
| (9) 火災以外の地震その他の災害等の発生時の措置 |  |
| (10)　大規模災害時の措置 |  |
| ８ | 自衛消防訓練の実施 |  |
|  | (1) 消防計画に基づく自衛消防訓練の実施 |  |
| (2) 自衛消防訓練指導者 |  |
| ９ | その他 |  |
|  | (1) 定期的な建物内外の巡回 |  |
| (2) その他防火管理上必要な事項 |  |
| * 契約書等の中に、受託者に行わせる委託内容が盛り込まれているかどうか、該当項目に✔する。
 |

別表５

自衛消防訓練実施結果表

|  |  |
| --- | --- |
| 実施日時 | 　　　　　　年　　月　　日　　　　時　　分　から　　　時　　分　まで |
| 実施場所 |  |
| 実施範囲 | * 全体　・　□　部分（　　　　　棟　　　　　階）
 |
| 訓練想定 | * 火災　　□　地震　　□　その他の災害（　　　　　　　）

【具体的な内容】 |
| 訓練項目等（該当する□に✔をし、具体的な内容を記載。） | * 総合訓練
 | 名 |
| 個別訓練 | * 消火訓練
 | 名 | * 通報訓練
 | 名 |
| * 避難訓練
 | 名 |  |
| * その他（　　　　　　　　　　　　　　）
 | 名 |
| 訓練参加者内訳 | 従業員・居住者等（□　全員　　□　一部）　　　　　名（うちパート・アルバイト　　　　　　名） |
| 訓練指導者 | 職　　　　　　　　　　氏名 |
| 結果への意見 | 全体の評価 |  |
| 推奨事項 |  |
| 反省点 |  |
| 記録者 | 職　　　　　　　　　　氏名 |
| 備考　１　「総合訓練」とは、火災の覚知又は発見から消防隊到着までの初期消火、通報連絡、避難誘導、消防隊への情報提供など、一連の自衛消防活動に係る訓練をいう。　　　２　訓練の事前計画や実施記録等を別に作成した場合は、添付する。　　　３　本表は、３年間保存すること。 |

別表６

一斉帰宅抑制における従業員等のための備蓄（例）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 備蓄場所 | 備蓄品（１人分/日の備蓄量） | ３０人/３日分の備蓄量 |
|  | 食料品 | アルファ化米（３食分） | ２７０食 |
|  |  | 乾パン（１缶） | ９０缶 |
|  |  | 缶詰（３缶） | ２７０缶 |
|  | 飲料水 | ミネラルウォーター（３ℓ） | ２７０ℓ |
|  | 要配慮者用 | 簡易ベッド | １床 |
|  |  | 簡易間仕切り壁 | パーティション４枚 |
|  |  | 乳幼児用食品 | １０食 |
|  | その他の物資 | 粉ミルク | １缶 |
|  |  | 哺乳器 | １個 |
|  |  | 車いす | １台 |
|  |  | 毛布・保湿シート等 | ３０枚 |
|  |  | 簡易トイレ | ３基 |
|  |  | 敷物・ブルーシート等 | ５枚 |
|  |  | 携帯ラジオ | ３個 |
|  |  | 懐中電灯 | ３個 |
|  |  | 乾電池（単一～単四） | 各２０本 |
|  |  | 使い捨てカイロ | ２７０個 |
|  |  | ウェットティッシュ | １０本 |
|  |  | 非常用発電機 | １台 |
|  |  | 工具類 | １セット |
|  |  | ヘルメット | ３０個 |
|  |  | 軍手 | ３０双 |
|  |  | 拡声器 | １台 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

別表７

施設の安全点検チェックリスト

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 点検内容 | 該当 | 該当する場合の対処・対応等 |
| 施設全体 |
| 1 | 建物（傾斜・沈下） | 傾いている。沈下している。 |  | 建物を退去 |
| 傾いているように感じる。 |  | 要注意→専門家に詳細診断要請 |
| 2 | 建物（倒壊危険性） | 大きなⅩ字状のひび割れが多数あり、コンクリートのはく落も著しく、鉄筋がかなり露出している。壁の向こう側が透けて見える。 |  | 建物を退去 |
| 斜めやⅩ字状のひび割れがあるが、コンクリートのはく落はわずかである。 |  | 要注意→専門家に詳細診断要請 |
| 3 | 隣接建築物・周辺地盤 | 隣接建築物や鉄塔等が建物の方に傾いている。 |  | 建物を退去 |
| 周辺地盤が大きく陥没又は隆起している。 |  | 建物を退去 |
| 隣接建物の損傷や周辺地盤の地割れがあるが、施設への影響はないと考えられる。 |  | 要注意→専門家に詳細診断要請 |
| 施設内部（居室・通路等） |
| 1 | 床 | 傾いている、又は陥没している。 |  | 立入禁止 |
| フロア等、床材に損傷が見られる。 |  | 要注意／要修理 |
| 2 | 壁・天井材 | 間仕切り壁に損傷が見られる。 |  | 要注意／要修理 |
| 天井材が落下している。 |  | 立入禁止 |
| 天井材のズレが見られる。 |  | 要注意→専門家に詳細診断要請 |
| 3 | 廊下・階段 | 大きなⅩ字状のひび割れが多数あり、コンクリートのはく落も著しく、鉄筋がかなり露出している。壁の向こう側が透けて見える。 |  | 立入禁止 |
| 斜めやⅩ字状のひび割れがあるが、コンクリートのはく落はわずかである。 |  | 点検継続→専門家に詳細診断要請 |
| 4 | ドア | ドアが外れている。 |  | 要注意／要修理 |
| 5 | 窓枠・窓ガラス | 窓枠が外れている、又は変形している。 |  | 要注意／要修理 |
| 窓が割れている、又はひびがある。 |  | 要注意／要修理 |
| 6 | 照明器具・吊り器具 | 照明器具・吊り器具が落下している。 |  | 要注意／要修理 |
| 照明器具・吊り器具のズレが見られる。 |  | 要注意／要修理 |
| 7 | じゅう器等 | じゅう器（家具）等が転倒している。 |  | 要注意／要修理／要固定 |
| 書類等が散乱している。 |  | 要注意／要復旧 |
| 設備等 |
| 1 | 電力 | 外部からの電力供給が停止している。（商用電源の途絶） |  | 代替手段の確保／要復旧→非常用電源の稼働（例） |
| 照明が消えている。 |  |
| 空調が停止している。 |  |
| 2 | エレベーター | 停止している。 |  | 要復旧→メンテナンス業者へ |
| 警報ランプ、ブザー点灯、鳴動している。 |  |
| カゴ内に人が閉じ込められている。 |  | メンテナンス業者又は消防機関へ |
| 3 | 上下水道 | 停止している。 |  | 代替手段の確保／要復旧→備蓄品の活用 |
| 4 | 下水道・トイレ | 水が流れない（あふれている） |  | 代替手段の確保／要復旧→簡易トイレの活用（例） |
| 5 | ガス | 異臭、異音、煙が発生している。 |  | 立入禁止／要復旧 |
| 停止している。 |  | 要復旧 |
| 6 | 通信・電話 | 停止している。 |  | 代替手段の確保／要復旧 |
| 7 | 消防用設備等 | 故障・損傷している。 |  | 代替手段の確保／要復旧→設備業者へ |
| セキュリティー |
| 1 | 防火シャッター | 閉鎖している。 |  | 要復旧 |
| 2 | 非常階段・非常口 | 閉鎖している（通行不可である）。 |  | 要復旧復旧までは立入禁止 |
| 3 | 施錠管理 | セキュリティーが機能していない。 |  | 要復旧／要警備員配置→外部者侵入注意 |